

トレードアイランド利用規約 新旧対照表

令和5年11月6日
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社

(変更箇所を下線)

新		旧	
第1条～第19条 (略)		第1条～第19条 (略)	
令和5年11月6日 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社		令和5年6月1日 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社	
(別紙)		(別紙)	
項目	内容	項目	内容
トレード情報 (第2条第6号)	(略)	トレード情報 (第2条第6号)	(略)
会員の同意に基づいて提携法人から提供される会員の情報 (第2条第8号)	(略)	会員の同意に基づいて提携法人から提供される会員の情報 (第2条第8号)	(略)
トレード情報の掲載期間 (第6条第2項)	(略)	トレード情報の掲載期間 (第6条第2項)	(略)
退会後も公開が継続するトレード情報 (第6条第8項)	会員がトレードアイランドを退会した場合でも、トレード情報のうち、 <u>ランキング及び入賞者の収益額、収益率</u> については公開が継続します。この場合、会員のニックネームはマスキングをします。 また、弊社が、第10条第2項の規定に従い、宣伝、広告、及び運営を行うための利用により、SNS、動画投稿サイトその他のメディアにおいて対外発信された会員に係る情報についても削除されません。	退会後も公開が継続するトレード情報 (第6条第8項)	会員がトレードアイランドを退会した場合でも、トレード情報のうち、 <u>ランキングの収益額</u> については公開が継続します。この場合、会員のニックネームはマスキングをします。 また、弊社が、第10条第2項の規定に従い、宣伝、広告、及び運営を行うための利用により、SNS、動画投稿サイトその他のメディアにおいて対外発信された会員に係る情報についても削除されません。